

「高知県いじめ防止基本方針（改定案）」の意見公募手続（パブリックコメント）に寄せられた意見に対する考え方

○意見募集期間 令和6年9月12日から10月11日まで

○提出された意見の数 1名から 1件

No	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	全体	教育基本法第16条の規定により、教育行政は、「不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」という基本理念に照らすと、現状の「高知県いじめ防止基本方針」は問題点が多く、第三者の手により早急に改定されるべきである。	「高知県いじめ防止基本方針」は、高知県いじめ防止対策推進法施行条例により設置されている高知県いじめ問題対策連絡協議会にて協議を重ね、改定をしました。 本協議会の委員は、学校、県教育委員会、市町村教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察、その他関係機関及び団体に属する者並びに学識経験者により構成されています。 また、「高知県いじめ防止基本方針」は、県民総ぐるみでいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを趣旨として策定しており、改定に当たり、高知県の高校生たちの意見も反映しました。最終的には県議会へ報告を行い、改定に至りました。